高齢者支援課

高勤务支援课

１．有料老人ホーム制度の見直しについて

（１）有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化について

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

今般、老人福祉法に基づく有料老人ホーム制度の見直し事項を含めた、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が５月 26 日に成立し、６月２日に公布された。有料老人ホームについては、都道府県等による指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図るため、有料老人ホームの入居者保護のための以下の施策の強化を図ることとする。ついては、都道府県等におかれても、今後制度が円滑に運用されるよう、有料老人ホームの事業者に対して周知等をされたい。

【老人福祉法改正による有料老人ホームの見直し事項】

※政令及び厚生労働省令については、今後定める予定。

① 事業停止命令の創設

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。（従来は、改善命令を規定。）

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条

（新設）14　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。【平成 30 年４月１日施行】

② 前払金保全措置の義務の対象拡大

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。（従来は、平成 18 年３月 31 日以前に届出された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっていたため、今回の改正によって義務対象に追加する。なお経過措置として、法施行から３年後からの適用とする。）

介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）附則第 17 条

（新設）３　老人福祉法第 29 条第７項の規定は、同条第１項に規定する有料老人ホーム（施行日の前日までに旧老人福祉法第 29 条第１項の届出がされたものその他の前項に規定する厚生労働省令で定めるものに限る。）に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行の日から起算して３年を経過した日以後に入居した者に係る前払金について適用する。【平成 33 年４月１日から適用】

※下線部は、平成 18 年３月 31 日以前に届出された有料老人ホーム、平成 18 年３月 31 日以前に事業を開始したものであって平成 17 年の老人福祉法改正（有料老人ホームの定義の見直し）により有料老人ホームに該当したもの

③　事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。

> 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条
> （新設）17　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第14項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。【平成30年4月1日施行】

④　入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等（※）について都道府県等への報告を義務付けるとともに、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表（※）の公表を義務付ける。

（※）施設概要、利用料金、サービス内容、前払金の保全措置（前払金を受領する場合）等の予定

> 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条
> （新設）9　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。【平成30年4月1日施行】
> （新設）10　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。【平成30年4月1日施行】

なお、老人福祉法に基づく「届出」がなくても、有料老人ホームの要件に該当する施設（未届の有料老人ホーム）も、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用され、指導監督の対象となっている。ついては、上記の見直し事項についても、未届の有料老人ホームにも適用されることに留意されたい。

（２）未届の有料老人ホームへの対策等について

未届の有料老人ホームについては、毎年都道府県等に対して把握調査を実施しており、３月21日に公表した平成28年度調査結果（平成28年6月30日時点）では、

未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。）の数は1,207件、届出された有料老人ホームの数は11,739件となっている。引き続き、介護保険部局等の関係部局や市区町村の地域包括支援センター等と連携し、有料老人ホームの把握や届出促進に向けた取組みを徹底し、適切な指導監督を実施していただくよう、お願いする。なお、平成29年度においても、本年6月30日時点の状況について調査を行う予定としている。

また昨年９月に、総務省から厚生労働省に対して、都道府県等に、未届の有料老人ホーム対策強化をはじめとした有料老人ホームに対する指導監督の徹底を要請すること等の勧告がなされた。（有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（平成 28 年 9 月 16 日））

これに関連して、平成 28 年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）において、以下の調査を実施している。勧告等も踏まえて取りまとめられているため、適宜活用いただきたい。

○未届けの有料老人ホームの実態に関する調査研究事業
（一般社団法人高齢者住宅財団）

（参考）一般社団法人 高齢者住宅財団 ホームページ
【報告書】
http://www.koujuuzai.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/05/h28_jigyo3.pdf

○高齢者向け住まいにおける事故予防及び虐待予防の対応方策に関する調査研究事業（株式会社アルテップ）

（参考）株式会社 アルテップ ホームページ
【報告書】
http://www.artep.co.jp/artHP/wp-content/uploads/2017/05/h28_roukenjigyo_report.pdf

○有料老人ホームにおける情報開示の取組促進に向けた方策に関する調査研究事業
（公益社団法人全国有料老人ホーム協会）

（参考）公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 ホームページ
【報告書】
http://www.yurokyo.or.jp/investigate/pdf/report_h28_02.pdf

「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」
（勧告日：平成28年９月16日　勧告先：厚生労働省）※以下抜粋。

１．有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

厚生労働省は、施設入居者の保護を図る観点から、未届施設の把握及び届出を効果的に促進するため、次の措置を講ずる必要がある。

○　都道府県等における未届施設の把握方法を具体的に把握し、効果的な方法について分析し、都道府県等に情報提供すること。

○　都道府県等における有料老人ホームに該当するか否かの判断が困難な事例等を把握し、判断に当たっての考え方を整理し、都道府県等に情報提供すること。

○　有料老人ホームの疑いのある施設について、要介護者のもとを訪問する介護支援専門員等から得られる情報を活用するなど、都道府県等による有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策について検討すること。

２．有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

厚生労働省は、施設入居者の保護を図るとともに、事故等の再発防止を促進する観点から、届出施設に対する指導監督をより効率的かつ効果的に実施できるよう、次の措置を講ずる必要がある。

○　関係行政機関の協力を得て収集した事故情報等を分析し、事故等の再発防止に資する情報を都道府県等に提供すること。

○　都道府県等による指導監督を補完するものとして、評価における第三者性の担保方策にも留意しつつ、ｉ）サービスの質等に係る評価の仕組み、ii）評価結果の活用について検討すること。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年5月26日成立、6月2日公布）

「有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化」（老人福祉法の一部改正）

見直しの方向性

● 有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図る。

見直し内容

【事業停止命令の創設】

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。（現行では、改善命令を規定。）

【前払金保全措置の義務の対象拡大】

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。（現行では、平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっているため、義務対象に追加する。なお経過措置として、法施行から3年後からの適用とする。）

（その他）

○ 事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。

○ 入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等（※）について都道府県等への報告を義務付けるとともに、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表（※）の公表を義務付ける。
（※）施設概要、利用料金、サービス内容、前払金の保全措置（前払金を受領する場合）等

「介護保険制度の見直しに関する意見」 有料老人ホームの入居者保護の充実等

社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日）抜粋

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

（4）安心して暮らすための環境の整備（有料老人ホームの入居者保護の充実等）

○ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、適切な住まいが確保されることが必要であり、有料老人ホームもその選択肢の1つである。この有料老人ホームについては、老人福祉法上、都道府県等に対する届出が義務づけられているが、未届の有料老人ホームの増加が課題となっているほか、事業の適正運営の確保や入居者保護の充実が求められている。

○ また、有料老人ホームが提供するサービスの多くは、事業者と入居者の契約によるところが大きいことから、その施設のサービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。

○ このような状況を踏まえ、有料老人ホームについては、前払金の保全措置の対象拡大や、事業倒産のおそれがあるなど入居者の居住の安定を図るために必要な場合における都道府県等による他の住まいへの円滑な入居支援の措置、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当である。

２．特別養護老人ホームの入所申込者の状況及び特例入所の運用について

特別養護老人ホームの入所申込者の状況の調査については、昨年度、地方公共団体の皆様にご協力いただき、本年３月に結果を公表したところ。

特養については、介護の必要性がより高い中重度の要介護者を支える機能を重視する観点から、平成２７年４月より、新規に入所する者を原則要介護３～５の者に限ることとする制度改正を行った。今回の調査では、この新制度下での入所対象者数に該当する申込者の数を集計し、とりまとめたところ。また、特別養護老人ホームの入所申込者は、複数の施設に申込みを行うことがあることから、本調査では、こうした重複申込等の排除を従来よりも徹底し、入所申込者の実数により近づけている。

この結果、特養の要介護３～５の入所申込者の数は、全体で２９．５万人、うち在宅の方は１２．３万人となった。

要介護１又は２で居宅での生活が困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者については、新制度下での特例入所の対象となった。しかしながら、地方自治体によっては、調査時点では、特例入所対象者の数を把握できていない場合があることから、本調査では要介護１又は２は、必ずしも正確な数字となっていない。なお、この点に留意しつつ、こうした者の数を集計すると７．１万人となった。

こうした結果を踏まえ、特養への入所を希望する方が適切なサービスを受けられるよう、引き続き、在宅・施設サービスの確保に努めていただきたい。

また、この特例入所については、特養の入所者の重点化と併せて、その取扱いについて、指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成２６年老高発１２１２第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で示してきたところであるが、平成２９年３月に、これをより具体化する改正を行った。

具体的には、要介護１・２の方の入所申込みについて、申込者側の意向を最大限尊重する趣旨から、

・入所申込みの書類に、特例入所の要件を具体的に記載すること。その内容を申込者側に丁寧に説明し、特例入所への該当に関する申込者側の考えを記載していただくこと

・申込者側から特例入所要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこと

を明確化したところ。

こうした特例入所者に関する情報の把握については、施設側だけでなく、市区町村においても情報の把握に努めることとし、施設の入所判定に資する情報提供や情報共有を行う体制を整えることが望ましい。特に虐待疑い等について、市町村が情報を把握し、施設への入所について総合的に判断できるよう努めていただきたい。

これらの趣旨を踏まえ、特養への入所が必要な方が入所できるよう、適切な入所の運用に努めていただきたい。

ただし、同通知の特例入所指針の記載に関わらず、老人福祉法第１１条第１項第２号の規定による措置入所については、この手続きによらず、入所することが可能である。このため、虐待からの保護以外にも養護者の負担軽減の支援が必要な場合等においても、措置入所が可能である旨、ご了知いただき、適切に対処いただきたい。

３．　福祉用具・住宅改修について

（１）福祉用具の保険給付の適正化について

①　福祉用具貸与の見直しについて（別紙資料１）

昨年 12 月９日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、福祉用具の給付のあり方について、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として明記された。

具体的には、適切な貸与価格を確保する等の観点から、

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である
- 貸与価格に一定の上限を設けることが適当である

等といった内容が盛り込まれた。

また、平成 29 年度予算の編成過程において、貸与価格の上限については「全国平均貸与価格＋１標準偏差」とすることとされたほか、その施行日については平成 30 年 10 月となった。

さらに、去る６月 21 日には、社会保障審議会介護給付費分科会においても議論が始まったところである。

これらを踏まえ、現在、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等とも連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めているところであるが、今後、保険者、福祉用具貸与事業者等において、必要に応じてシステム改修等も生じ得ることから、下記のとおり、現時点で想定される貸与価格を把握するための見直し内容及びスケジュールについて、あらかじめお知らせする。

なお、本見直し内容及びスケジュールは現時点で想定されるものであり、今後の検討により変更が生じ得ることを申し添える。

ア　貸与価格の全国的な状況を把握するための見直し内容

利用者が適切に福祉用具を選択できるようにするためには、それぞれの商品の仕様や機能と併せて貸与価格の情報が提供されることが望ましい。

現行において、介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書にＴＡＩＳ（タイス）コード、ＪＡＮ（ジャン）コード又はローマ字で商品コード等の記載をいただいているところであるが、今後、効果的かつ効率的に貸与価格の全国的な状況を把握するため、商品コード等と商品の価格情報が一元的に管理されていないＴＡＩＳコード以外の記載についても、「５桁-６桁（半角・英数字）」のコードとすることを検討している。

ＴＡＩＳコードを有していない商品に対するコードの付与等については、本年度の老人保健健康増進等事業（公益財団法人テクノエイド協会）を活用して行うことを予定しており、詳細については別途お知らせするが、各都道府県等におかれては、本見直し内容について御理解いただくとともに、管内の保険者、福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくようお願いする。

・なお、現行の介護給付費明細書の記載に関しても、ＴＡＩＳコード等が正確に記載されていない、複数の福祉用具を一つにまとめて記載されているといった事例が指摘されているため、

・　ＴＡＩＳコード等について、誤りなく正確に記載いただく

・　同一商品を含め、複数の福祉用具を請求する場合も、一つ一つ分けて記載いただく

といった点に改めてご留意いただくとともに、介護給付費請求書等の適切な記載について徹底いただくようお願いする。

具体的な記載方法については、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）等を参照されたい。（上記見直し内容を踏まえて

今後改正予定）

イ　想定されるスケジュール

現時点で想定されるスケジュールは次のとおりである。

・平成29年7月～9月頃

「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードの付与

・平成29年10月頃

介護給付費明細書に「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードを記載

・平成30年春～夏頃

全国平均貸与価格・上限価格の公表

・平成30年10月

施行

②　その他適正化に向けた取組について

福祉用具の保険給付の適正化に向けては、

・　平成21年8月より、保険者が国保連合会の介護給付費データを活用し、同一製品の貸与価格幅等が記載された介護給付費通知を発出することを可能としたほか、

・　平成26年3月より、公益財団法人テクノエイド協会が国保連合会から種目別の全国平均価格と全国最頻価格（実勢値）の提供を受け、製品情報と合わせてホームページ上で公開する

といった取組を行っているところである。

また、一部の自治体においては、独自に貸与価格を公表するなどの取組を　行っている。

各都道府県等におかれては、引き続き、これらの適正化に向けた取組が積極的に行われるよう、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

（２）住宅改修の見直しについて（別紙資料２）

昨年12月９日付けで、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられ、住宅改修の給付のあり方についても、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として盛り込まれた。住宅改修については、工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。

このため、今般の見直しにおいて、

・　事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す

・　複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者に説明する

・　建築の専門職や福祉の専門職が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開する

といった取組を進めることとしている。

厚生労働省においては、本年度、老人保健健康増進等事業を活用し、実際の好事例の把握・整理等を行うこととしているので、各都道府県等におかれては、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保
2. 給付のあり方
(2) 福祉用具・住宅改修

介護保険制度の見直しに関する意見(抄)
(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)

【福祉用具】

○ 福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。

○ この福祉用具については、価格の設定に当たっては、通常、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれているが、価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。

○ このような状況を踏まえ、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。

○ また、利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。

○ さらに、福祉用具貸与は保険料や公費を原資としていることを踏まえ、適切な貸与価格を確保するため、貸与価格については、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。
具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。その際、離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認めることとすることが適当である。

○ また、これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。

○ このほか、価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、福祉用具の貸与価格について、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきとの意見があった一方で、事務コストとの兼ね合いもあり、その必要性を疑問視する意見があった。
また、福祉用具については、利用者の負担増や公定価格の設定等をすべきとの意見や将来的に給付の対象について議論すべきという意見もあったが、現行制度の維持を求める意見があった。
さらに、福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要との意見があった。

福祉用具貸与の見直し

見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

○ 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与

○ 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。

○ これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

＊福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など

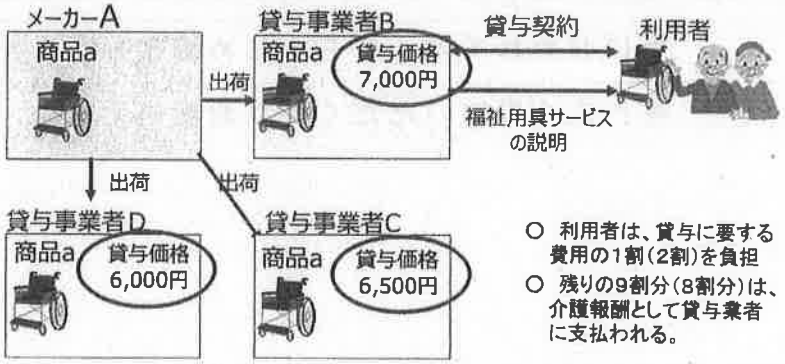

○ 利用者は、貸与に要する費用の1割(2割)を負担
○ 残りの9割分(8割分)は、介護報酬として貸与業者に支払われる。

見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
  ※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格＋1標準偏差)。

福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）

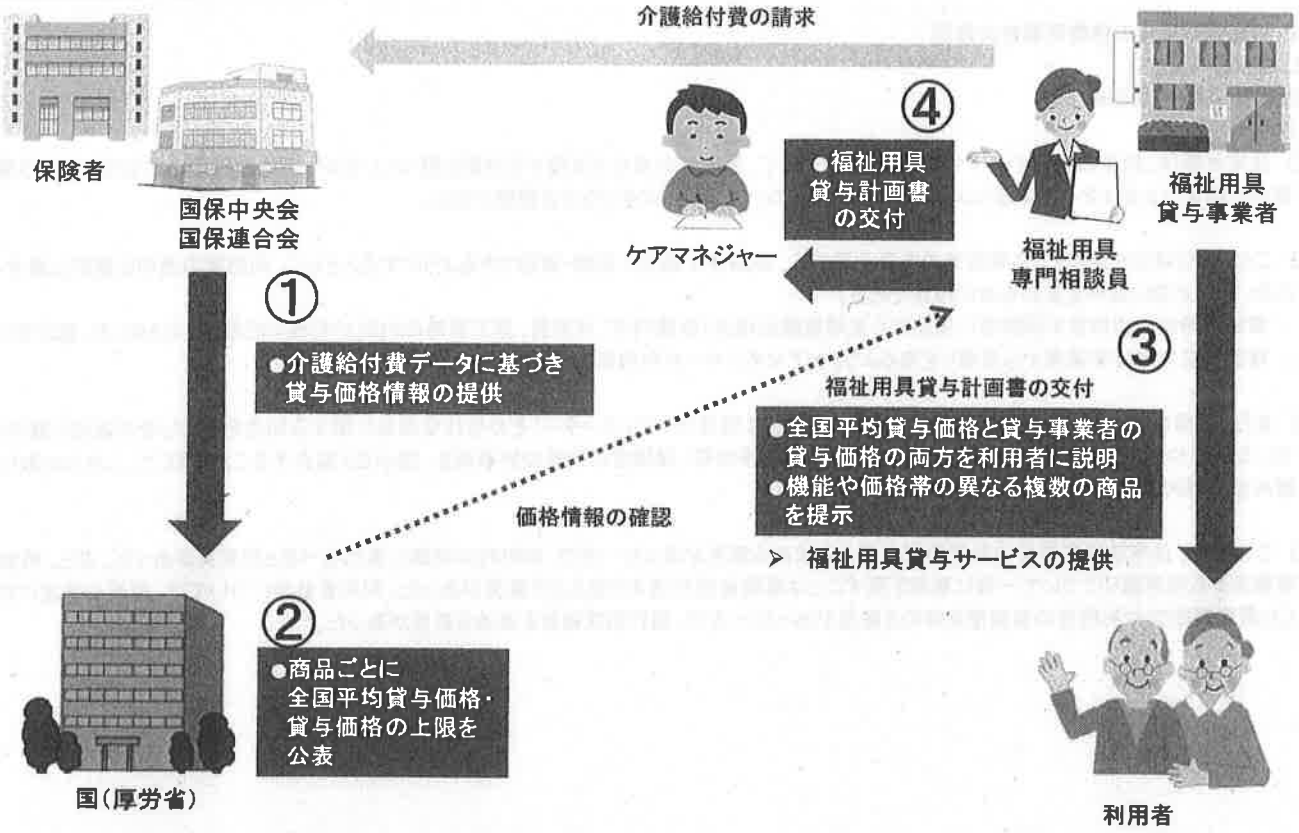

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

○ 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
○ 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」とする。
※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」は上位約16%に相当（正規分布の場合）。

貸与価格の上限設定のイメージ

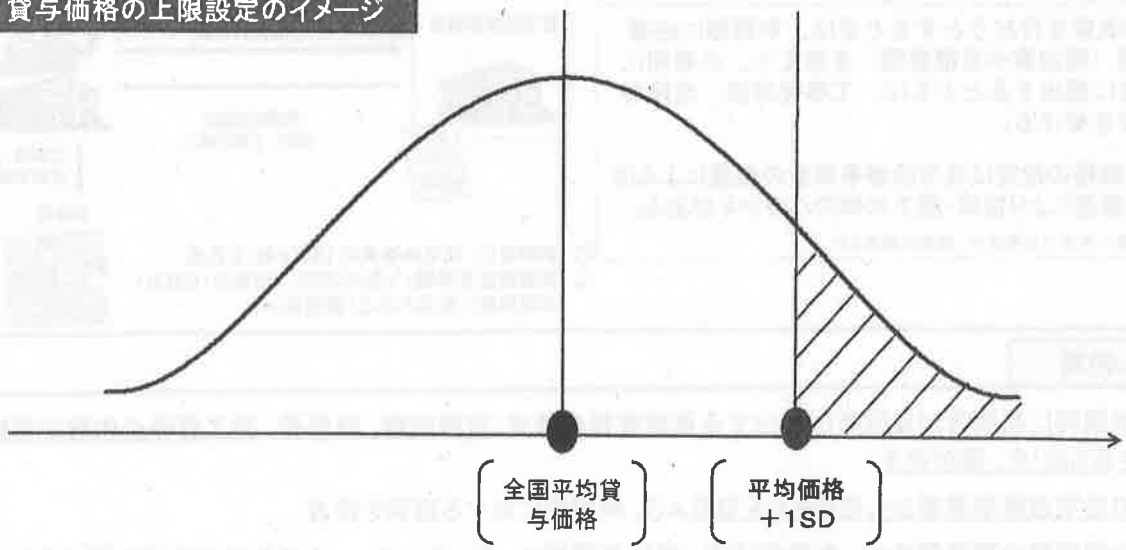

※ 上位約16%に相当（正規分布の場合）

※ 離島などの住民が利用する場合などは交通費に相当する額を別途加算

介護保険制度の見直しに関する意見(抄)
(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保
2. 給付のあり方
(2) 福祉用具・住宅改修
【住宅改修】

○ 住宅改修は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、高齢者の自立を支援する役割を担っているが、価格の設定は住宅改修を行う事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。

○ このような状況を踏まえ、住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、以下の取り組みを進めるのが適当である。
・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す。
・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明する。

○ また、建築の専門職や理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を、国が広く紹介することを通じて、これらの取り組みを全国的に広げていくことが適当である。

○ このほか、住宅改修事業者の登録制度の導入を求める意見があった一方で、市町村の判断に委ねるべきとの意見があった。また、複数事業者からの見積りについて一律に義務を課すことは事務負担が過大であるとの意見があった。利用者負担については、所得や資産に応じた限度額設定や利用者の負担増を求める意見があった一方で、現行制度維持を求める意見があった。

住宅改修の見直し

見直しの方向性

住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。

住宅改修の仕組み

○ 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類(理由書や見積書類)を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成後、保険者の確認を受ける。

○ 工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキがある。

＊住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など

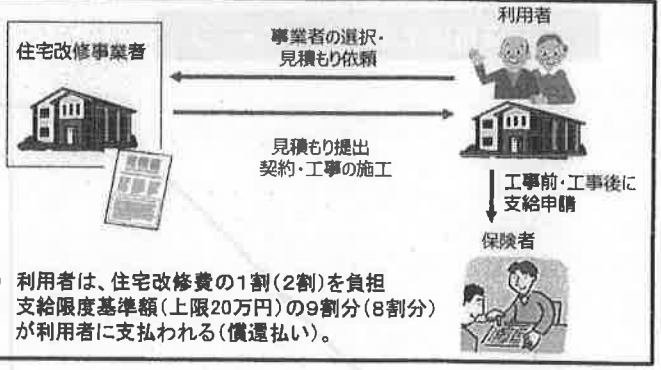

○ 利用者は、住宅改修費の1割(2割)を負担
○ 支給限度基準額(上限20万円)の9割分(8割分)が利用者に支払われる(償還払い)。

見直し内容

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対する説明を促進
- 建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開

４．介護ロボットの導入推進について

（１）介護ロボットの実用化・普及の促進について

介護ロボットについては、要介護高齢者の増加など介護ニーズがますます増大する中で、利用者高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に資する観点から期待されており、昨年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、介護人材確保のための総合的な対策の一つとして、「介護ロボットの活用促進」が明記されているところである。

また、去る６月９日に閣議決定された「未来投資戦略２０１７」においても、「ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上」として、

- 介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う
- 今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する
- ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる

といった内容が盛り込まれたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に沿って、介護ロボットの開発・普及に向けた取組を着実に進めることとしている。

（２）介護ロボット関係事業

これまでも、経済産業省と連携し、重点的に開発等の支援を行う分野（①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④認知症の方の見守り、⑤入浴支援）を定め、介護ロボット実用化・普及の促進に取り組んできたところである

が、平成 28 年度からは、新たに「介護ロボット開発等加速化事業」を実施しており、介護現場のニーズを介護ロボットの開発内容に反映させることに併せ、効果的な介護技術を構築するなど、各段階で必要な支援を行っている。

本年度においては、以下の介護ロボット関係事業を実施している。

① 介護ロボット開発等加速化事業

介護ロボット等の開発・普及について、介護現場と開発企業の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

＜平成 29 年度当初予算　３．０億円＞

（ア）ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置事業

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について介護現場と開発企業が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属する事業機関を公募の上、介護現場、開発企業による協議会を構成するものである。

（イ）福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボット等の開発が促進されるよう、開発の早い段階から試作機器等について、専門職が専門的なアドバイスを行うアドバイス支援、介護現場で実証を行うモニター調査のほか、成果の普及啓発等を行うことにより、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

（ウ）介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属し、介護現場や開発企業と連携して取り組むことができる事業機関を公募の上、介護ロボットの導入から実証までを総合的に支援する。

② 介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業

介護従事者の負担軽減を図るため、介護施設等への介護ロボットの導入支援を行うとともに、導入施設等において、介護ロボットを導入した場合の介護業務の効率化・負担軽減効果について実証検証を実施する。

本事業で得られた成果を十分に踏まえた上で、介護報酬等の見直し等について、平成30年度介護報酬改定の際に検討することとしている。

＜28年度第二次補正予算　4．0億円＞

③ 介護ロボット導入支援事業について

介護ロボットの普及促進策として、平成27年度から、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設け、広く一般に介護施設等に介護ロボットが導入されるよう、先駆的な取組について支援を行っている。

各都道府県におかれては、本事業の趣旨を十分踏まえていただき、積極的な実施をお願いしたい。

○「未来投資戦略2017」(抜粋) (平成29年6月9日 閣議決定)

第2 具体的施策
Ⅰ Society 5.0として目指すべき戦略分野
1. 健康・医療・介護
(2)新たに講ずべき具体的施策
ⅰ)技術革新を活用し、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、新しい健康・医療・介護システムの構築
⑤ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上
・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。
・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽(けん)引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。(後略)

○「経済財政運営と改革の基本方針2017」(抜粋) (平成29年6月9日 閣議決定)

第1章 現下の日本経済の課題と考え方
3. 消費の活性化
(2)新しい需要の喚起
① 健康・予防分野の需要喚起
(前略)さらに、質の高い健康・医療・介護サービスに対するニーズに応えるため、AIやゲノム情報の活用等による革新的な医薬品、治療法、診断技術や介護ロボット等の開発等を促進する。

介護ロボット開発等加速化事業

○ 平成29年度予算
3．0億円

概 要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

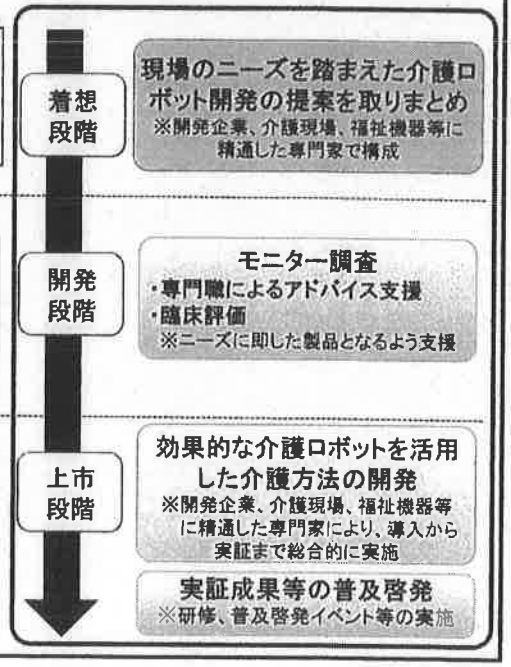

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

○平成29年度予算
介護ロボット開発等加速化事業（3.0億円）
の内数

○　開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

※　協議会では、現場のニーズを共有するほか、既存の介護システムの課題分析、解決策の検討を行い、介護現場で効果的に活用される機器の開発に向けた検討を行う。

※　協議会で取りまとめられた提案は、「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（日本医療研究開発機構）と連携を図り、現場のニーズを踏まえた開発に結び付くようにする。

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会

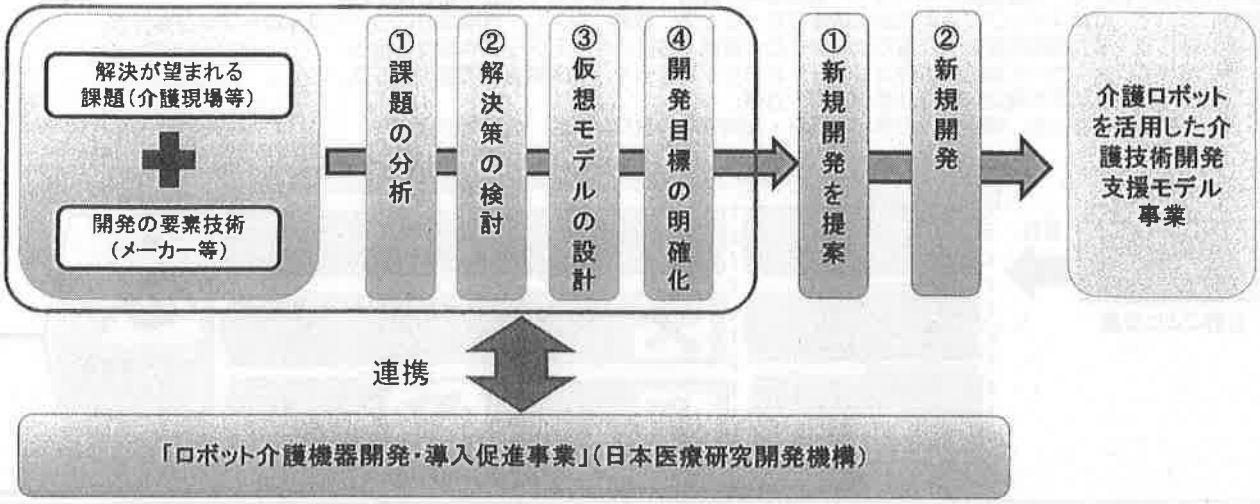

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

○平成29年度予算
介護ロボット開発等加速化事業（3.0億円）
の内数

【具体的な取り組み内容（平成29年度）】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や開発等に関する相談窓口を開設

○電話による相談
○ホームページによる相談

実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所等をリストアップし、開発の状態に応じて開発側へつなぐ。

○ホームページにて募集
○協力施設・事業所等に対する研修

モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等について、協力できる施設・事業所等を中心にモニター調査を行う。

○介護職員等との意見交換
○専門職によるアドバイス支援
○介護現場におけるモニター調査

普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットについて必要な知識が得られるよう普及・啓発を推進していく。

○パンフレットの作成
○介護ロボットの展示・体験
○介護ロボットの活用に関する研修　等

その他

○介護現場におけるニーズ調査の実施
○介護現場と開発現場との意見交換の場の開催　等

介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

○平成29年度予算
介護ロボット開発等加速化事業（3.0億円）の内数

1．概要

○介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
○そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

2．事業内容

○介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設（介護施設）に派遣。
○対象機器は、開発重点５分野（①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守支援、⑤入浴支援）を基に選定し、５カ所で実施。
○事業１カ所当たり1,500万円程度で公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

3．事業の流れ

①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
⑥モデル事業をとりまとめ、関係者への教育、国民・利用者への普及、啓発、広報を行う。

介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業

平成28年度第二次補正予算
4．０億円

① 施策の目的

介護ロボットの導入を支援するとともに、導入時における介護業務の効率化・負担軽減効果について検証することを通じて、介護ロボットの活用による生産性の向上の推進を図る。

② 施策の概要

介護従事者の負担軽減を図るため、介護施設への介護ロボットの導入支援を行う。
あわせて、導入施設等において、介護ロボットを導入した場合の介護業務の効率化・負担軽減効果について実証検証を行う。

③ 施策のスキーム、実施要件（対象、補助率等）、成果イメージ（経済効果、波及プロセスを含む）等

事業内容

○ 介護現場や民間企業などの関係者で構成する「介護ロボット導入効果検証委員会」を立ち上げ、介護ロボットの導入により期待できる介護の負担軽減効果等を検証するための実証計画を策定する。

○ 実証計画に基づき、介護施設等に介護ロボットを導入するとともに、導入効果のデータを測定・ 収集するため、介護ロボットを活用した場合・しない場合の介護業務についてタイムスタディ等を実施する。

○ 対象機器は、開発重点5分野（①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守支援、⑤入浴支援）を基に選定する。

○ 得られたデータについて「介護ロボット導入効果検証委員会」において分析・検証を行う。

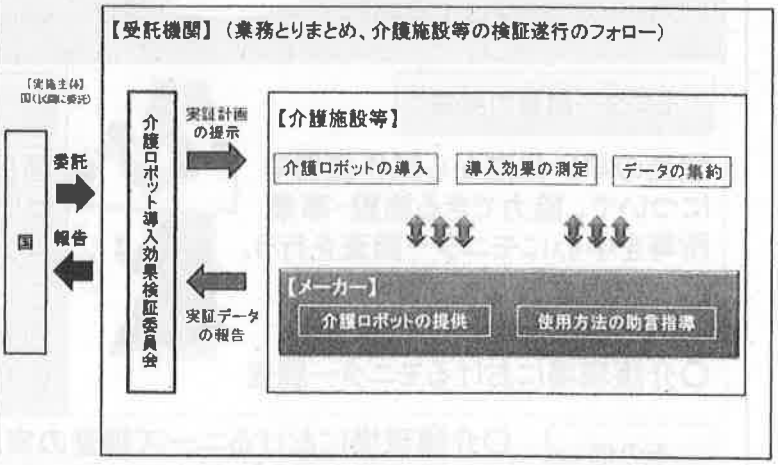

介護ロボットの導入支援事業（地域医療介護総合確保基金）

○ 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
○ これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

対象範囲

・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
➢達成すべき目標 ➢導入すべき機種 ➢期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。（3年計画）
・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

i 補助額
1機器につき補助額10万円。ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
ii 一回当たりの限度台数
・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
iii 介護ロボット導入計画との関係
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ

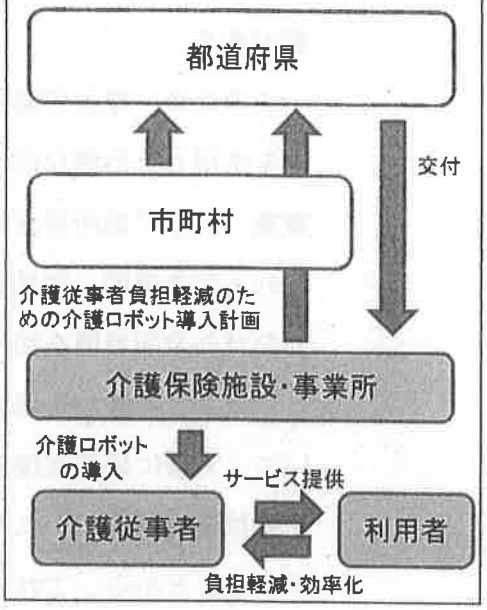

５．低所得高齢者等住まい・生活支援の実施について

地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保がとりわけ重要であり、特に身寄りのない低所得高齢者などの場合、低廉な民間賃貸住宅等に円滑に入居できる支援を行うとともに、安心して暮らせる地域の体制整備が必要である。

このため、厚生労働省では、平成２６年度から低所得の高齢者等を対象に、空き家等を活用した低廉な住まいの入居支援と入居後の見守りなどの生活支援を行うモデル事業（以下「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」という。）を行っており、これらの先進的・効果的な取組について、地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開を図っていくこととしている。

平成２９年度から地域支援事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）において、入居に係る支援等の内容がより明確になる。

各都道府県におかれては、居住支援における有効な手段として本事業の活用が可能であることから、これを再度ご了知いただくとともに、管内の保険者への積極的な取組（※）を促すようお願いする。

※　「シルバーハウジング等に対して、生活指導、安否確認、緊急時の対応を行う生活援助員を派遣する事業」を既に実施している保険者（210 保険者）については、これまで培ってきた住宅部局との連携体制や専門性（ノウハウ）を踏まえ、より積極的な対応が期待される。

また、厚生労働省としても、

・　地方ブロック単位における関係機関の取組と連携を図りながら、地方自治体、住宅・福祉関係者が集まる場を開催し、その地域に応じた先進的な取組の発表、関連施策の紹介、意見交換などを行うとともに、

・　引き続き、本取組の全国展開のための課題や有効な手法を抽出・フィードバックできるよう支援していく

こととしている。

さらに、本取組を円滑に実施するためには、入居後の生活支援の体制（ソフト面）を整備するだけでなく、低廉な民間賃貸住宅の確保（ハード面）が重要である。

今般、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」（平成 29 年 4 月 26 日公布 半年以内施行）

により、新たな住宅セーフティネット制度の枠組みとして、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援が措置されたところ。

各都道府県におかれては、居住支援協議会等の場を活用することにより住宅部局と連携（※）しながら、管内の保険者に対して、同制度の活用による住宅確保の有効性について周知等をお願いする。

※　今後、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための指針」において、介護保険事業（支援）計画と賃貸住宅供給促進計画との調和に努めるべきことを追加する予定。

＜参考１＞居住支援全国サミット

（厚生労働省ＨＰ）　http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=418709

＜参考２＞福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

（厚生労働省ＨＰ）　http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=404440

地域包括ケアシステムの構築について

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。

○ 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

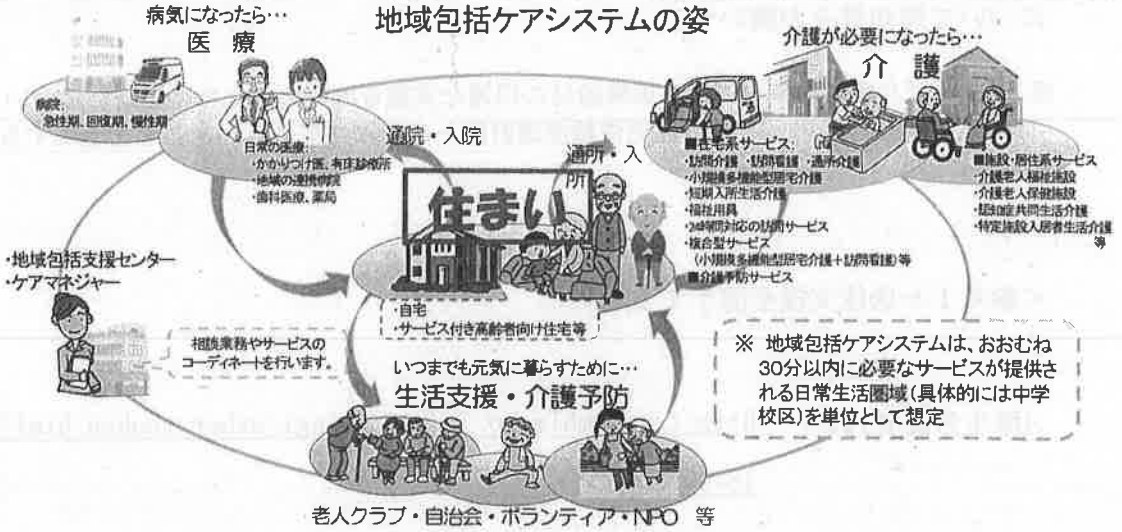

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

1．モデル事業の概要

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やＮＰＯ法人等が、**地域連携・協働のネットワークを構築し**、①既存の**空家等を活用した住まいの確保を支援**するとともに、②**日常的な相談等（生活支援）や見守り**により、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成を行う。

2．実施主体　市区町村（社会福祉法人、ＮＰＯ法人等への委託可能）

※平成28年度現在、15自治体がモデル事業を実施。

（事業のイメージ）

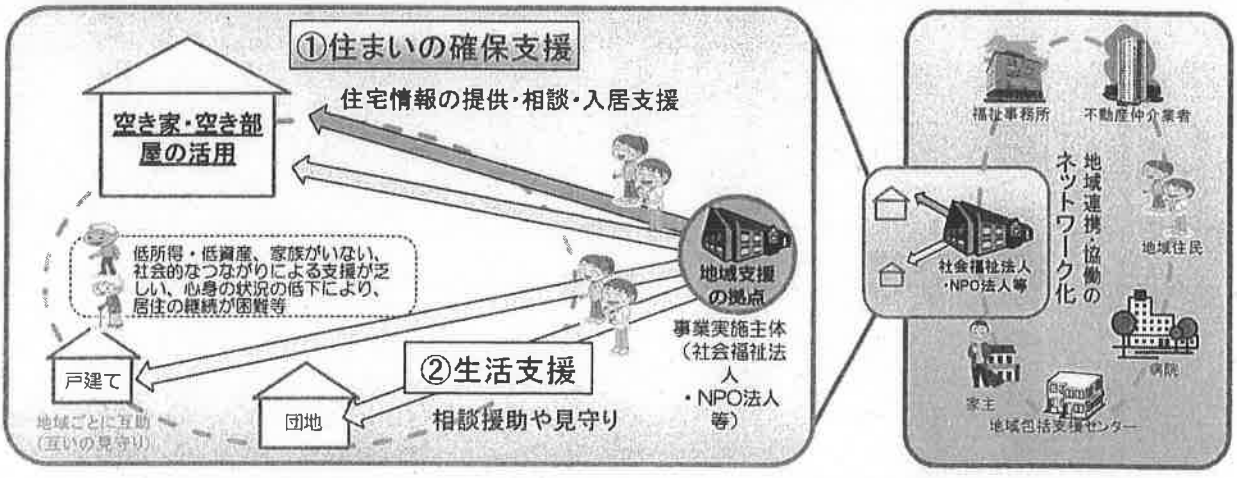

モデル事業で行われている効果的な取組について、全国的な展開を図っていく。

低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施主体等
～いずれの地域でも支援団体、関係機関、住民、行政等によるネットワークが構築されている～

	自治体	ネットワーク（プラットフォーム）の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体（下線）
1	北海道本別町	総合ケアセンター、地域包括支援センター、町居住支援協議会、企画振興課、建設水道課、町社会福祉協議会
2	岩手県雫石町	総合福祉課、健康推進課、地域包括支援センター、民生委員、町社会福祉協議会、地域整備課（空き家対策担当）、町内高齢者施設連絡協議会、社会福祉法人（養護老人ホーム）
3	宮城県岩沼市	介護福祉課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、民生委員、大手コンビニエンスストア、JA、生協、社会福祉法人、公益社団法人
4	秋田県横手市	高齢ふれあい課、民生委員、市社会福祉協議会、医療・介護サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、建築住宅課、生活環境課、県宅地建物取引業協会、複数の社会福祉法人
5	埼玉県和光市	長寿あんしん課、福祉政策課、市内地域包括支援センター、介護サービス事業者、市内不動産事業者、NPO法人等
6	神奈川県横浜市	福祉保健課、福祉保健センター、地域包括支援センター、区社会福祉協議会、県高齢社会課、住宅供給公社、社会福祉法人
7	神奈川県川崎市	地域包括ケア推進室、住宅整備推進課、市居住支援協議会、小規模多機能型居宅介護事業所を運営するNPO法人、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援を行っている企業組合
8	静岡県浜松市	市民協働・地域政策課、地域包括支援センター、長寿保険課、市・区社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人
9	京都府京都市	市居住支援協議会（市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、市老人福祉施設協議会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、府不動産コンサルティング協会、住宅供給公社）、市老人福祉施設協議会が公募・選定した社会福祉法人
10	奈良県天理市	介護福祉課、地域包括支援センター、不動産業者、社会福祉法人
11	福岡県福岡市	福祉・介護予防課、住宅計画課、市居住支援協議会、不動産会社、支援団体、市社会福祉協議会 ※社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
12	福岡県大牟田市	長寿社会推進課、地域包括支援センター、市居住支援協議会、障害者相談支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、建築住宅課、不動産仲介業者、NPO法人
13	福岡県うきは市	保健課、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉法人連絡協議会、介護サービス事業連絡会、ボランティア連絡協議会、ふれあいセンター・福祉部連絡会、住環境建設課、不動産会社、市社会福祉協議会
14	大分県豊後大野市	高齢者福祉課、地域包括支援センター、医療機関（市民病院）、民生委員、自治委員、社会福祉法人（養護老人ホーム）

①地域支援事業等の活用による全国展開

・ 平成２６年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行っているが、平成２９年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っていく。

・ 具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行う。**

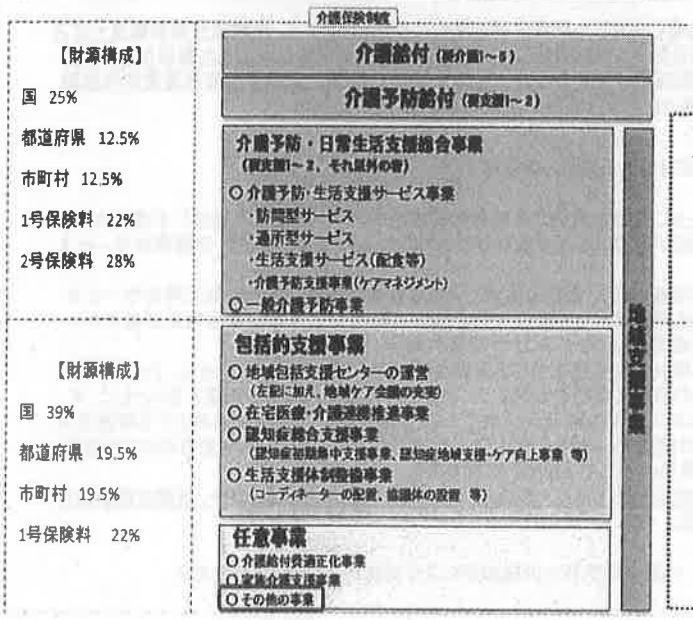

平成29年度から「地域支援事業の実施について」（実施要綱）を改正

カ 地域自立生活支援事業

次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等**への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者**を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

（参考）高齢者の住まいの確保に資する事業（地域支援事業）の実施状況（27年度実績）

○ 保険者は、介護保険料等を財源として地域支援事業を実施しており、その中の1メニューとして、「高齢者の住まいの確保に資する事業」がある。（27年度実績：約280保険者）
○ 代表的な事業例として、「シルバーハウジング等に対して、生活指導、安否確認、緊急時の対応を行う生活援助員を派遣する事業」（以下「シルバーハウジング・プロジェクト等」という。）がある。（27年度実績：210保険者）

＜シルバーハウジング・プロジェクト等の実施状況＞

都道府県		保険者名
北海道	29	江別市、千歳市、函館市、木古内町、長万部町、江差町、小樽市、後志広域連合（赤井川村）、美唄市、砂川市、南幌町、空知中部広域連合、名寄市、鷹栖町、留萌市、北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、雄武町、伊達市、白老町、日高中部広域連合、清水町、更別村、幕別町、釧路市、釧路町
青森県	4	青森市、弘前市、三沢市、平川市
岩手県	3	盛岡市、紫波町、二戸地区広域行政事務組合
宮城県	5	石巻市、白石市、大崎市、柴田町、加美町
秋田県	1	大仙市
山形県	2	山形市、西川町
福島県	6	福島市、国見町、三春町、白河市、会津若松市、郡山市
茨城県	2	ひたちなか市、茨城町
栃木県	3	宇都宮市、栃木市、矢板市
群馬県	2	前橋市、桐生市
埼玉県	4	さいたま市、越谷市、鉄市、鶴ヶ島市
千葉県	3	千葉市、松戸市、習志野市
東京都	7	目黒区、大田区、北区、板橋区、八王子市、東村山市、国立市
神奈川県	9	横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、座間市、綾瀬市

都道府県		保険者名
新潟県	4	新潟市、見附市、妙高市、上越市
富山県	6	富山市、高岡市、上市町、南砺市、黒部市、入善町
石川県	2	金沢市、輪島市
福井県	2	福井市、大野市
山梨県	1	山梨市
長野県	7	長野市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、阿南町、諏訪広域連合
岐阜県	4	岐阜市、郡上市、養老町、御嵩町
静岡県	4	静岡市、浜松市、三島市、長泉町
愛知県	12	名古屋市、豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、西尾市、蒲郡市、江南市、稲沢市、高浜市
三重県	2	伊勢市、大紀町
滋賀県	1	栗東市
京都府	1	京都市
大阪府	11	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、大東市、和泉市、泉南市
兵庫県	13	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、川西市、淡路市、
奈良県	2	奈良市、桜井市
和歌山県	1	和歌山市

都道府県		保険者名
鳥取県	2	鳥取市、境港市
島根県	5	松江市、出雲市、益田市、浜田市、江津市
岡山県	3	岡山市、備前市、倉敷市
広島県	5	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市
山口県	6	下関市、宇部市、山口市、萩市、岩国市、周南市
徳島県	4	徳島市、阿南市、吉野川市、石井町
香川県	1	高松市
愛媛県	2	松山市、東温市
高知県	2	高知市、佐原町
福岡県	4	北九州市、飯塚市、中間市、小郡市
佐賀県	1	島栖地区広域市町村圏組合
長崎県	1	松浦市
熊本県	3	熊本市、八代市、玉名市
大分県	4	中津市、日田市、佐伯市、竹田市
宮崎県	2	延岡市、日向市
鹿児島県	9	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、指宿市、日置市、霧島市、姶良市、和泊町
沖縄県	3	那覇市、沖縄市、沖縄県介護保険広域連合

合計　210保険者

（参考）介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための指針（案）

○ 介護保険事業（支援）計画と市町村賃貸住宅供給促進計画との調和に努めるべきことを追加。
○ 高齢者の居住安定に係る施策との連携において、「居住支援協議会等の場の活用」や「適切な入居支援と入居後の生活の支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいの活用」が重要であることを追加。

社会保障審議会介護保険部会（第72回）平成29年6月21日資料（関係部分抜粋）

(5)市町村賃貸住宅供給促進計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画については、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定める市町村賃貸住宅供給促進計画と調和が保たれたものとし、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めること。

(5)高齢者の居住安定に係る施策との連携高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて都道府県と連携を図り定めることが重要である。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホームや、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。

さらに、居住支援協議会等の場を活用することにより、適切な入居支援と入居後の生活支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要である。

※ 本資料は現時点での案をお示しするものであり、今後、介護保険部会での議論等により変更があり得るものである。

②低所得高齢者等住まい・生活支援の取組に関する普及啓発

○ 平成２９年度においては、低所得高齢者等住まい・生活支援の取組に関する普及啓発を目的として、

- **地方ブロック単位**（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州）における関係機関の取組と連携を図りながら、**地方自治体、住宅・福祉関係者が集まる場を開催**し、その地域に応じた**先進的な取組の発表**、**関連施策の紹介**、**意見交換**などを行うとともに、
- **モデル事業を実施した自治体による意見交換**や**シルバーハウジング・プロジェクト等の実情を把握**し、**本取組の全国展開のための課題や有効な手法を抽出**し、**全国にフィードバック**する。

○ また、こうした取組を通じて、住宅・福祉分野の連携が本省だけでなく基礎自治体単位でもしっかりと浸透していくよう、**関係者のネットワークの構築を支援**していく。

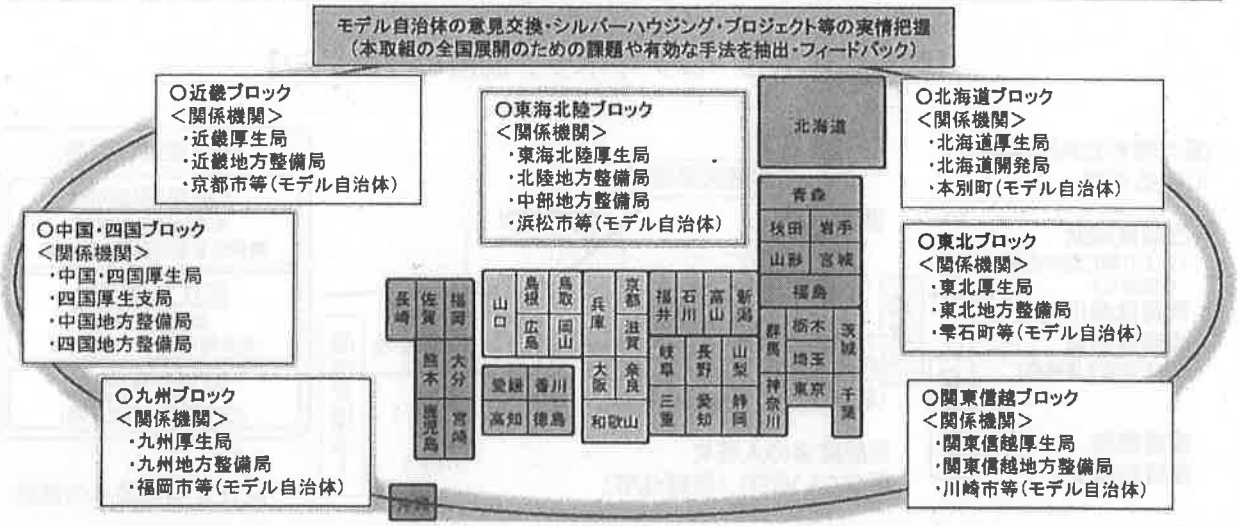

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

＜厚生労働省＞
社会・援護局長
社会・援護局　保護課長
地域福祉課長
地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
障害保健福祉部長
障害保健福祉部　障害福祉課長
老健局長
老健局　高齢者支援課長
雇用均等・児童家庭局長
雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長
＜国土交通省＞
住宅局長
住宅局審議官
住宅局　住宅政策課長
住宅総合整備課長
住宅総合整備課　賃貸住宅対策室長
安心居住推進課長
土地・建設産業局長
土地・建設産業局　不動産業課長

開催状況

○第１回連絡協議会（平成28年12月22日）
・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
・施策の現状・課題等について両省より報告
・意見交換
※第２回は平成29年２月27日、第３回は6月29日に開催。

第1回連絡協議会の様子

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み（案）

国土交通省資料

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
（平成29年4月26日公布 半年以内施行）

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】

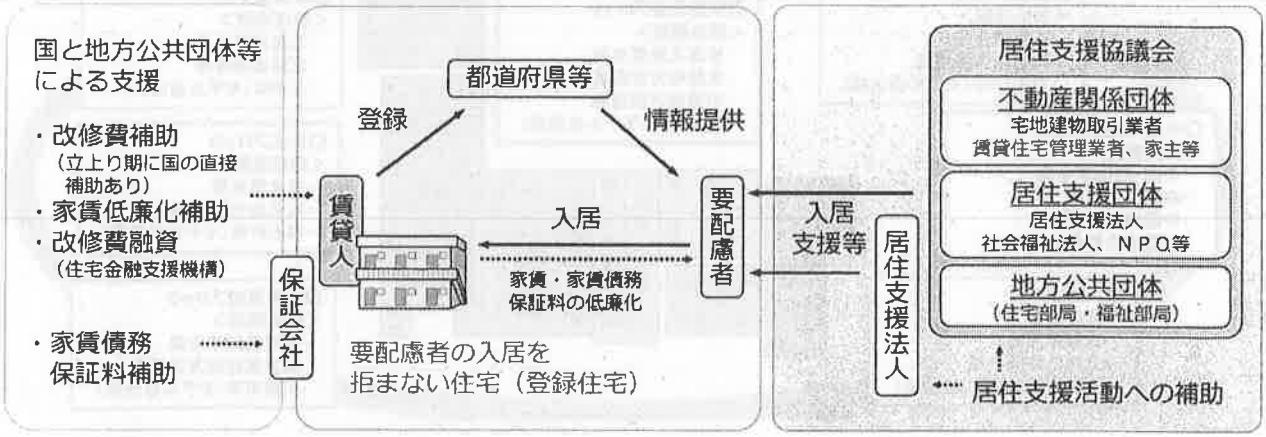

登録住宅の改修・入居への経済的支援

国土交通省資料

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

（補助を受けた住宅は専用住宅化）

① 登録住宅に対する改修費補助 【予算】

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金】：国１／３（制度の立上り期、国の直接補助） 【交付金】：国１／３ ＋ 地方１／３ （地方公共団体が実施する場合の間接補助）
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準（特に補助金）について一定要件あり

② （独）住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等 【法律・予算】

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置 【予算】

（専用の住宅として登録された住宅の場合）

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用（国費上限２万円／月・戸）　②入居時の家賃債務保証料（国費上限3万円／戸）
補助率	国１／２ ＋ 地方１／２（地方が実施する場合の間接補助）
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援（案）

国土交通省資料

1. 都道府県による居住支援法人の指定 【法律】

・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談 【法律】

3. 居住支援活動への支援措置等 【予算】

・補助対象：居住支援協議会等の活動支援 等　　補助率：国定額（国の直接補助）

4. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに（独）住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加 【法律・予算】

・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録（省令等で規定）
※ 登録要件等 － 社内規則等の整備、相談窓口の設置、契約時の重要事項説明・書面交付ほか

② 居住支援法人による家賃債務保証の実施 【法律】

5. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき代理納付※の要否を判断するための手続を創設 【法律】

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

住宅の登録基準のイメージ（案）

国土交通省資料

登録基準

○ 規模

・床面積が一定の規模以上であること
※ 省令で最低居住面積（原則25㎡）以上と定める予定
※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

○ 構造・設備

・耐震性を有すること
・一定の設備（便所、台所、洗面、浴室等）を設置していること

○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること

等

※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ １戸から登録可能

共同居住型住宅の基準

○ 住宅全体

・住宅全体の面積
15 ㎡ × N ＋ 10㎡以上
（N:居住人数、N≧２）

○ 専用居室

・専用居室の数は、１人１室とする
・専用居室の面積
9㎡以上（造り付け収納の面積を含む）

○ 共用空間

・共用空間に、台所、食事室（団らんできる場所）、便所、浴室（シャワー室でも可）、洗面所、洗濯室を設ける
・便所、浴室（シャワー室でも可）、洗面所を、居住人数概ね５人につき１箇所の割合で設ける

参考資料

参考資料

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

平成29年3月27日(月)
老健局高齢者支援課
課　　長　佐藤 守孝
課長補佐　鶴嶋 保明
電話 03(5253)1111(内線)3966
03(3595)2888(直通)

報道関係者　各位

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

特別養護老人ホームの入所申込者の状況について調査した結果を以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

特別養護老人ホームについては、介護の必要性がより高い中重度の要介護者を支える機能を重視する観点から、平成２７年４月より、新規に入所する者を、原則要介護３～５の者に限ることとする制度改正を行いました。

今回の調査では、この新制度下での入所対象者数に該当する申込者の数を集計し、とりまとめたところです。

また、特別養護老人ホームの入所申込者は、複数の施設に申込みを行うことがあることから、本調査では、こうした重複申込等の排除を従来よりも徹底し、入所申込者の実数により近づけています。

【特別養護老人ホームの入所申込者（要介護３～５）の概況】

単位:万人

全体	29.5（100.0%）
うち在宅の方	12.3　（41.7%）
うち在宅でない方	17.2　（58.3%）

＊　要介護１又は２で居宅での生活が困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者については、新制度下での特例入所の対象となりました。しかしながら、地方自治体によっては、調査時点では、特例入所対象者の数を把握できていない場合があることから、本調査では要介護１又は２は、必ずしも正確な数字となっておりません。なお、この点に留意しつつ、こうした者の数を集計すると7.1万人となりました。

【特別養護老人ホームの入所申込者の状況】

	単位	要介護3	要介護4	要介護5	計
全体	人	115,270	103,658	76,309	295,237
	%	39.0	35.1	25.8	100.0
うち在宅の方	人	56,750	40,356	26,118	123,224
	%	19.2	13.7	8.8	41.7
うち在宅でない方	人	58,520	63,302	50,191	172,013
	%	19.8	21.4	17.0	58.3

※　各都道府県が把握した、特別養護老人ホームの入所申込者の状況について、集計した。

※　平成２８年４月１日時点における特別養護老人ホームへの入所申込者について、重複申込等（複数の施設への申し込み、申し込み後の死亡等）を排除して集計するよう各都道府県に依頼したもの。ただし、一部の都道府県では、調査の時点や手法（対象が在宅のみ等）が異なっている。

※　要介護度が把握できていない一部の申込者については、本調査における要介護度別の割合の全国平均を基に按分。

※　数値は四捨五入のため、合計に一致しないものがある。

【入所申込者の都道府県別の状況】

都道府県名	入所申込者数		都道府県名	入所申込者数		都道府県名	入所申込者数	
北海道	要介護3～5	12,774	石川県	要介護3～5	2,244	岡山県	要介護3～5	6,918
	うち在宅	3,512		うち在宅	784		うち在宅	2,774
青森県	要介護3～5	3,480	福井県	要介護3～5	2,292	広島県	要介護3～5	9,968
	うち在宅	1,361		うち在宅	916		うち在宅	4,357
岩手県	要介護3～5	4,406	山梨県	要介護3～5	4,860	山口県	要介護3～5	5,001
	うち在宅	1,410		うち在宅	2,586		うち在宅	1,412
宮城県	要介護3～5	6,652	長野県	要介護3～5	2,343	徳島県	要介護3～5	1,161
	うち在宅	2,416		うち在宅	2,343		うち在宅	520
秋田県	要介護3～5	6,748	岐阜県	要介護3～5	6,737	香川県	要介護3～5	3,392
	うち在宅	3,590		うち在宅	3,483		うち在宅	1,697
山形県	要介護3～5	4,632	静岡県	要介護3～5	6,749	愛媛県	要介護3～5	6,385
	うち在宅	1,659		うち在宅	3,300		うち在宅	1,922
福島県	要介護3～5	8,494	愛知県	要介護3～5	10,006	高知県	要介護3～5	2,584
	うち在宅	3,138		うち在宅	4,323		うち在宅	494
茨城県	要介護3～5	5,059	三重県	要介護3～5	5,359	福岡県	要介護3～5	6,468
	うち在宅	2,096		うち在宅	2,332		うち在宅	2,165
栃木県	要介護3～5	3,399	滋賀県	要介護3～5	4,905	佐賀県	要介護3～5	2,083
	うち在宅	1,492		うち在宅	2,237		うち在宅	738
群馬県	要介護3～5	4,959	京都府	要介護3～5	8,755	長崎県	要介護3～5	2,846
	うち在宅	1,776		うち在宅	4,740		うち在宅	1,200
埼玉県	要介護3～5	7,951	大阪府	要介護3～5	12,048	熊本県	要介護3～5	4,666
	うち在宅	3,523		うち在宅	6,140		うち在宅	1,069
千葉県	要介護3～5	10,165	兵庫県	要介護3～5	14,983	大分県	要介護3～5	2,795
	うち在宅	4,487		うち在宅	6,895		うち在宅	922
東京都	要介護3～5	24,815	奈良県	要介護3～5	3,187	宮崎県	要介護3～5	3,575
	うち在宅	11,224		うち在宅	1,394		うち在宅	1,194
神奈川県	要介護3～5	16,691	和歌山県	要介護3～5	2,603	鹿児島県	要介護3～5	5,100
	うち在宅	9,204		うち在宅	878		うち在宅	1,333
新潟県	要介護3～5	11,070	鳥取県	要介護3～5	2,084	沖縄県	要介護3～5	2,587
	うち在宅	4,619		うち在宅	381		うち在宅	855
富山県	要介護3～5	3,234	島根県	要介護3～5	3,354	計	要介護3～5	292,567
	うち在宅	994		うち在宅	1,315		うち在宅	123,200

※「要介護3～5」、「うち在宅」には、要介護度が不明の入所申込者を含んでいないため、各都道府県の合計とP1～2の合計は一致しない。

【入所申込者の集計方法】

（原則）

各都道府県管内の特別養護老人ホームに入所申し込みを行っている各々の都道府県の住民分について、適宜の方法で重複等（複数の施設への申し込み、申し込み後の死亡等）を排除した数値

（原則以外）

在宅のみ… 長野県

※ 各都道府県において、各々の基準により集計しているため、都道府県間の単純な比較はできないことにご留意願います。

老高発０３２９第１号
平成２９年３月２９日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について

「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」（平成２６年１２月１２日付厚生労働省高齢者支援課長通知）について、別紙のとおり改正することといたしましたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知を図るとともに、指定介護老人福祉施設等への入所が適切かつ円滑に行われるよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

別紙

○　指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成 26 年老高発 1212 第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

新	旧
（別紙） 指針の作成・公表に関する留意事項 １．　（略） ２．入所判定対象者の選定について 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護３から要介護５までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護１又は２の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とすること。 このうち、要介護１又は２の方の入所申込みまでの手続きについては、以下のとおりとすること。 （１）　特例入所の対象者について 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。 ①　認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、 ②　知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること、 ③　家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること、 ④　単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること （２）　要介護１又は２の方の入所申込みの手続きについて 要介護１又は２の方の入所申込みについては、以下のとおりとする。 ①　施設は、入所申込みの書類に、特例入所の要件を具体的に記載し	（別紙） 指針の作成・公表に関する留意事項 １．　（略） ２．入所判定対象者の選定について （１）　入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護３から要介護５までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護１又は２の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とすること。 （２）　特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。 ①　認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、 ②　知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること、 ③　家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること、 ④　単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること （３）　要介護１又は２の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下

新	旧
た上で、その内容を申込者側に丁寧に説明し、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを記載してもらうこと。 （記載例） 要介護１又は２の方が入所するためには、下記のいずれかに該当することが必要です。ご自身の判断で該当すると思われる項目に印を付けてください。 □　認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる □　知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる □　家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である □　単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である ②　申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこととする。 注　なお、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。 ③　入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないこと。 イ　特例入所の要件に該当する旨の入所申込みを受けた場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。 ロ　イの求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護	「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないこと。 ①　施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとすること。 ②　この場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。 ③　②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容な

新	旧
支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとすること。 ハ　下記４．の入所を決定する際の手続きとして設置する入所に関する検討のための委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましいこと。 注　なお、被虐待高齢者等の緊急的な保護等の理由により、老人福祉法第１１条第１項第２号の規定による措置入所（同法第１０条の４第１項第３号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）の場合にあっては、この手続きによらず、入所することが可能である。 ３．～６．　（略）	ども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとすること。 ④　また、下記４．の入所を決定する際の手続きとして設置する入所に関する検討のための委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましいこと。 ３．～６．　（略）

改正後全文

老高発１２１２第１号
平成２６年１２月１２日

一　部　改　正
老高発０３２９第１号
平成２９年３月２９日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公　印　省　略）

指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）については、施設への入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３９号）」第７条第２項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）」第１３４条第２項で義務づけているところであるが、今般、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２１項の改正と、それに伴う介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）の改正により、平成２７年４月１日以降の施設への入所が原則要介護３以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護１又は２の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる。これらの運用に当たっては、透明性及び公平性が求められるとともに、特例入所の運用については、市町村による適切な関与が求められる。こうした観点から、関係自治体と関係団体が協議し、施設への入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当である。

ついては、こうした指針の作成・公表に関する留意事項について別紙のとおりとりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知を図るとともに、管内における円滑かつ適切な指針の作成等に遺憾のないようにされたい。

また、本通知の施行に伴い、「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」（平成１４年８月９日付け老計第０８０７００４号厚生労働省老健局計画課長通知）は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

（別紙）

指針の作成・公表に関する留意事項

１．指針の作成について

（１） 指針は、その円滑な運用を図る観点から、関係自治体と関係団体が協議し、共同で作成することが適当であること。

（２） 指針には、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３９号）」第７条第２項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）」第１３４条第２項の透明かつ公平な運用を図る観点から、次の事項を盛り込むこと。

① 入所判定対象者の選定について

② 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が申込者の入所の必要性の高さを判断する基準

③ 施設が(1)の基準を当てはめて入所を決定する際の手続き

④ その他

（例）老人福祉法第１１条第１項第２号に定める措置委託の場合の取扱い

２．入所判定対象者の選定について

入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護３から要介護５までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護１又は２の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とすること。

このうち、要介護１又は２の方の入所申込みまでの手続きについては、以下のとおりとすること。

（１） 特例入所の対象者について

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、

② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること、

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること、

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

（2） 要介護１又は２の方の入所申込みの手続きについて

要介護１又は２の方の入所申込みについては、以下のとおりとする。

① 施設は、入所申込みの書類に、特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容を申込者側に丁寧に説明し、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを記載してもらうこと。

（記載例）

要介護１又は２の方が入所するためには、下記のいずれかに該当することが必要です。ご自身の判断で該当すると思われる項目に印を付けてください。

□ 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる

□ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる

□ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である

□ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である

② 申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこととする。

注 なお、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。

③ 入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないこと。

イ 特例入所の要件に該当する旨の入所申込みを受けた場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。

ロ イの求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとすること。

ハ 下記４．の入所を決定する際の手続きとして設置する入所に関する検討のための委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましいこと。

注 なお、被虐待高齢者等の緊急的な保護等の理由により、老人福祉法第１１条第１項第２号の規定による措置入所（同法第１０条の４第１項第３号の規定に

よる市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）の場合にあっては、この手続きによらず、入所することが可能である。

3．入所の必要性の高さを判断する基準について

（1）「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３９号）」第７条第２項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）」第１３４条第２項に挙げられている勘案事項について

「介護の必要の程度」については、要介護度を勘案することが考えられること。

また、「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案することが考えられること。

（2）その他の勘案事項について

居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること。

4．施設が基準を当てはめて入所を決定する際の手続きについて

（1）入所に関する検討のための委員会の設置について

① 施設に、入所に関する検討のための委員会を設け、入所の決定は、その合議によるものとすること。

② 入所に関する検討のための委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成することとし、あわせて、施設職員以外の者の参加も求めることが望ましいこと。この場合、施設職員以外の者としては、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員などが考えられること。

（2）記録の作成及び保存について

① 施設は、入所に関する検討のための委員会を開催する都度、その協議の内容（２．（３）③及び④の保険者市町村の意見を含む。）を記録し、これを２年間保存するものとすること。

② 施設は、市町村又は都道府県から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとすること。

5．指針の公表等について

指針は公表するとともに、施設は、入所希望者に対してその内容を説明するものとすること。

6．その他

管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。

老高発０６０１第３号
平成２９年６月１日

各 { 都道府県 / 指定都市 } 介護保険主管部（局）長　殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（　公　印　省　略　）

「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について

ユニットケアの体制整備を推進するための「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」については、「平成 27 年度以降の「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について」（平成 27 年４月 22 日老高発０４２２第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下旧通知という）により定める実施要綱に基づき実施されてきたところである。

今般、「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」につき、新たな実施要綱を別添１及び別添２のとおり制定し、平成 30 年４月１日より施行することとしたので、同実施要綱に基づき適切な研修が実施できるよう準備をお願いしたい。

また、本研修の実施主体である都道府県及び指定都市におかれては、下記事項に留意しつつ、引き続きユニットリーダー研修の運営及びユニットリーダーの育成並びにユニットケアの推進にご協力をお願いしたい。

なお、本通知の施行に伴い、旧通知に基づく実施要綱は廃止する旨を併せて申し添えます。

別添１　ユニットケア施設管理者研修実施要綱
別添２　ユニットリーダー研修実施要綱

記

「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」を実施する際の留意事項

1.　ユニットケアは、これまでの集団的なケアと異なり、入居者一人一人に着目した個

別のケアを行うものであることから、ユニットケア施設の職員には、一層高い意識と技術が求められる。

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、管内のユニットケア施設の管理者及び職員が本研修に積極的に受講するよう、周知徹底に努めること。

2. ユニットケア施設管理者研修においては、事後課題を自施設のユニットリーダー研修修了者と共に行うこととしていることから、本研修を効果的なものとするため、都道府県等は、できる限り一つのユニットケア施設から施設管理者及びユニットリーダーの双方を研修に参加させるものとし、ユニットケア施設管理者研修又はユニットリーダー研修の一方のみに参加することとならないよう留意すること。

3. 都道府県等は、ユニットケア施設管理者研修修了者及びユニットリーダー研修修了者に対して、継続的に研修を実施する等により、必要な知識及び技能の修得の再確認を行うよう努めるものとする。

4. 都道府県等は、ユニットケアを実施しようとしている施設及び市町村等に対して、ユニットケアに関する有効な情報提供を行うこと。

5. 国は、必要に応じ、都道府県等及び研修受託団体に対し、ユニットケア施設管理者研修及びユニットリーダー研修の実施状況並びにユニットケア施設管理者研修修了者及びユニットリーダー研修修了者について報告を求めることができるものとする。

以上

別　添　1

ユニットケア施設管理者研修実施要綱

1.　研修の目的

ユニットケア施設（ユニット型指定介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定短期入所生活介護事業所その他のユニットケア（居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中で行われる生活単位と介護単位を一致させたケアをいう。以下同じ。）を実施している施設）の管理者に対し、ユニットケア施設管理者研修を実施することにより、ユニットケア施設の職員が入居者又は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居又は利用前の居宅における生活と入居又は利用後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者又は利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することができるよう、ユニットケア施設管理者が自らの役割やユニットリーダーの役割を理解すること、並びにユニットリーダーによるケア及びマネジメントを支援・促進するための管理者のあり方について理解することを目的とする。

2.　研修の実施主体

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。都道府県等は、その研修を社会福祉法人、公益法人又は一般社団法人等に委託することができる。

3.　研修の質の担保

都道府県等及び都道府県等から委託された社会福祉法人、公益法人又は一般社団法人等（以下「研修受託団体」という。）は、適切なユニットケア施設管理者研修が実施されるよう「ユニットケア施設管理者研修運営委員会」を設置するものとする。運営委員会の委員は、都道府県等の職員及びユニットリーダー研修実地研修施設の施設長等とする。

研修受託団体は、ユニットケア施設管理者研修修了後、委託した都道府県等に対し、研修受講者数、研修カリキュラム、研修内容、研修修了者氏名等の研修実績を報告するものとする。

都道府県等及び研修受託団体は、ユニットケア施設管理者研修修了者の修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等を記載した名簿を作成し、管理する。

4.　研修対象者

原則として以下のいずれかに該当する者とする。

①　既にユニットケア施設として開設している施設の管理者であって、本研修の受

講を希望するもの

② 研修受講年度又はその翌年度に開設するユニットケア施設に施設の管理者として勤務する予定の者であって、本研修の受講を希望するもの

5. 研修方法

原則として３日間程度の講義及び演習による研修とする。

ただし、講義の一部については、e-Learning で実施することも可能である。

6. 研修内容

ユニットケアの意義並びにユニットケアを効果的に提供するための環境整備及び管理の方法に係る次に掲げる事項とする。

・ ユニットケアを取り巻く社会的背景と展望
・ ユニットケアの理念と特徴
・ ユニットケア施設の組織体制とマネジメント
・ 組織のマネジメント
・ ユニットケア導入・運営計画演習

なお、具体的なカリキュラムについては別紙１のとおりとし、テキストは別紙１の内容を網羅したものを使用することとする。研修の講師は、国が通知したユニットリーダー研修実地研修施設の施設長等が望ましい。

また、研修の受講に当たっては、事前及び事後に以下の課題を課すものとする。

① 事前課題

a 開設前施設の受講者

・ 自施設の建物の配置等施設の特徴について把握し、説明できるよう施設の紹介資料を作成する。
・ ユニットリーダーとの情報共有方法や施設における課題の把握方法等について整理する。

b 既開設施設の受講者

・ 自施設の現状や特徴等について把握し、説明できるよう施設の紹介資料を作成する。
・ ユニットリーダーまたはリーダー的な立場の介護職員が考えるユニットケア施設の現状と課題を把握し、研修参加者が考える課題と合わせ施設全体の課題を整理する。

② 事後課題

a 研修修了後、事前に整理した課題を見直すとともに、演習で立案した運営計画を自施設のユニットリーダー研修修了者と共に見直す。

b 研修修了６ヶ月後には、運営計画の進捗状況について自施設のユニットリー

ダー研修修了者と共に評価を行い、都道府県等又は研修受託団体に報告する。ただし、開設前の受講者については、開設６ヶ月後に評価を行い、都道府県等又は研修受託団体に報告するものとする。

7. 受講手続等

受講の手続等については、都道府県等又は研修受託団体の定める研修要綱に基づき行う。

8. 修了証の交付等

① 都道府県等又は研修受託団体の長は、研修修了者に対し、別紙２に定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

② 都道府県等及び研修受託団体の長は、研修修了者について修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

③ 都道府県等は、研修を複数の研修受託団体に委託して実施する場合、研修修了者について修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成し、管理する。

9. 費用負担

研修受講者及び研修受講者の所属する法人の負担を原則とする。ただし都道府県等がその一部を負担しても差し支えないものとする。

別 紙 1

ユニットケア施設管理者研修カリキュラム

テーマ	時間	形式	内容	講師
オリエンテーション	15分 (10分)	講義	管理者研修の目的、施設管理者として習得すべき能力、及び研修の概要を説明し、以降の研修受講に向けた心構えをつくる。	研修主催者等
ユニットケアを取り巻く社会的背景と展望	45分 (30分)	講義	ユニットケアを取り巻く社会的背景やその変化を踏まえ、高齢者介護施設に求められる役割について理解する。	行政等
ユニットケアの理念と特徴	150分 (90分)	講義 演習	入居者に対する理解を深め、ユニットケアの理念及び意義について理解する。	ユニットケアを実践している施設の管理者・有識者等
ユニットケア施設の組織体制とマネジメント	60分 (30分)	講義	ユニットケアを提供する施設の組織体制及び管理者、ユニットリーダー等の役割について理解する。	
組織のマネジメント	60分 (30分)	講義 演習	【ケアのマネジメント】 個別ケアを実施し、ケアの質を高めるためのケアのマネジメントの重要性を理解し、管理者がケアの質を担保するための視点を提供する。	
	60分 (30分)	講義 演習	【ユニットのマネジメント】 ユニットリーダーが行うユニットのマネジメントの状況を把握した上で、管理者の役割について理解する。	
	210分 (120分)	講義	【施設のマネジメント】 施設管理者として必要な組織マネジメントの理論を理解するとともに、人材育成、リスクマネジメント及び多職種連携を促進させる仕組み作りを行うことの重要性、必要性を理解する。	
ユニットケア導入・運営計画演習	300分 (300分)	演習	事前課題及び本講義、演習の内容を受けて、自施設での運営計画(現状の課題に対する改善計画)を立てる。	

※ 上記時間以上の研修を実施すること
※ ( )内は研修の一部にe-Learningを活用した場合の時間数

第　　号

修　了　証　書

（氏　名）

（生年月日）

あなたは、（都道府県等名又は研修受託団体名）が実施する

ユニットケア施設管理者研修を修了したことを証します。

平成　　年　　月　　日

（都道府県等又は研修受託団体の長）　印

別　添　2

ユニットリーダー研修実施要綱

1.　研修の目的

ユニットケア施設（ユニット型指定介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定短期入所生活介護事業所その他のユニットケア（居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中で行われる生活単位と介護単位を一致させたケアをいう。以下同じ。）を実施している施設）の各ユニットにおいて指導的役割を担う職員に対し、ユニットリーダー研修を実施することにより、ユニットケア施設の職員が入居者又は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居又は利用前の居宅における生活と入居又は利用後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者又は利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することができるよう、ユニットケアについて理解し、ユニットケアの質の管理及びチームリーダーとしてのユニットの運営に関する知識と技能を習得・向上することを目的とする。

2.　研修の実施主体

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。都道府県等は、その研修を社会福祉法人、公益法人又は一般社団法人等に委託することができる。

3.　研修の質の担保

都道府県等及び都道府県等から委託された社会福祉法人、公益法人又は一般社団法人等（以下「研修受託団体」という。）は、適切なユニットリーダー研修が実施されるよう「ユニットリーダー研修運営委員会」を設置するものとする。運営委員会の委員は、都道府県等職員、ユニットリーダー研修実地研修施設の施設長及び別紙１に定めるユニットリーダー研修の講師の要件を満たす者等とする。

研修受託団体は、ユニットリーダー研修修了後、委託した都道府県等に対し、研修受講者数、研修カリキュラム、研修内容、研修修了者氏名等の研修実績を報告するものとする。

都道府県等及び研修受託団体は、ユニットリーダー研修修了者の修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等を記載した名簿を作成し、管理する。

4.　研修対象者

ユニットケア施設に勤務している又は勤務する予定の職員であって、各ユニットにおいて指導的役割を担う者（ユニットケア施設及びユニットケアに関する基礎的知識

を有する者が望ましい)。

なお、研修対象者の選定に当たっては、ユニットケア施設にユニットリーダー研修修了者が２名以上（２ユニット以下の場合は１名以上）配置されるように配慮するものとする。

5. 研修方法

都道府県等又は研修受託団体が行う講義・演習（３日間程度）及び都道府県又は研修受託団体から指定されたユニットリーダー研修実地研修施設（以下「実地研修施設」という。）における実地研修（３日間以上）により行うものとする。

研修受講者の所属する施設が実地研修施設である場合は、原則として当該施設以外の実地研修施設で実地研修を受講しなければならない。

6. 研修内容

ユニットケアの意義及びその具体的な手法、ユニットケアを効果的に提供するための職員間のサポート体制等に係る次に掲げる事項とする。

- ユニットケアを取り巻く社会的背景と展望
- ユニットリーダーの役割
- ユニットケアの理念と特徴
- ケアのマネジメント
- ユニットのマネジメント
- 統合と実践

なお、具体的なカリキュラムについては別紙２のとおりとし、テキストは別紙２の内容を網羅したものを使用することとする。研修の講師は、別紙１に定める有識者等とする。

また、研修の受講に当たっては、事前及び事後に以下の課題を課すものとする。

① 事前課題

a 開設前施設の受講者

- 自施設の建物の配置等について把握する。
- ユニットにおけるケアの内容、情報の共有方法や会議の持ち方等を計画する。

b 既開設施設の受講者

- 自施設の建物の配置等について把握する。
- ユニットにおけるケアの内容、情報の共有方法や会議の持ち方等の現状を把握し、課題を整理する。

② 事後課題

a 研修修了後、事前に整理した課題を見直すとともに、演習で立案した運営計

画を施設管理者と共に見直す。

b　研修修了６ヶ月後（開設前施設の受講者については、開設６ヶ月後）には、運営計画の進捗状況について施設管理者と共に評価を行い、都道府県等又は研修受託団体に報告する。

7.　実地研修施設の指定

都道府県等又は研修受託団体は、別紙３の「ユニットリーダー研修実地研修施設の選定」に基づき候補施設を調査・選定し、実地研修施設に指定するものとする。ただし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合には、あらかじめ所在市町村の了承を得ているものとする。また、当該都道府県等に適切な実地研修施設がない場合又は不足している場合は、他の都道府県等と協議の上、他の都道府県等の施設を実地研修施設として指定することも可能とする。

研修受託団体は、委託元である都道府県等との委託契約に関わらず実地研修施設を指定することができる。その場合、指定に当たっては、研修が円滑に行われるよう、実地研修施設がない都道府県等の解消に努めるものとする。

都道府県等又は研修受託団体が実地研修施設に指定する場合は、実地研修に当たり、研修日程の調整や入居者及び職員の負担等を考慮する必要があるため、当該施設長を含めて協議しなければならない。

なお、都道府県等又は研修受託団体は、実地研修施設が研修施設として不適切と判断した場合は、指定を取り消すことができる。

8.　受講手続等

受講手続等については、都道府県等又は研修受託団体の定める研修要綱に基づき行う。

9.　修了証の交付等

①　都道府県等又は研修受託団体の長は、研修修了者に対し、別紙４に定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

②　都道府県等及び研修受託団体の長は、研修修了者について修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

③　都道府県等は、研修を複数の研修受託団体に委託して実施する場合、研修修了者について修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成し、管理する。

10.　費用負担

研修受講者及び研修受講者の所属する法人の負担を原則とする。ただし都道府県等

がその一部を負担しても差し支えないものとする。

別　紙　1

ユニットリーダー研修の講師について

1.　講師の要件

次の１）又は２）、３）の条件を満たした者を基本とすること

１）①から③の全ての条件を満たす者

①　ユニットケア施設管理者研修又はユニットリーダー研修修了者であること

②　都道府県等又は研修受託団体が指定したユニットリーダー研修実地研修施設に勤務する者であること

③　２．に定める内容の研修を修了した者であること（平成２４年度までにユニットケア指導者養成研修を修了した者を含む。）

２）研修項目に関する有識者又は学識経験を有する者

３）１）の条件を満たす者と同等の知識と技能を有すると都道府県等が認める者

2.　１．１）の講師が受講すべき研修

１）研修の実施主体

都道府県等又は研修受託団体とする。

２）研修の内容

ユニットリーダー研修の講師が受講すべき研修は、講義・演習を中心とした初期研修、実習を中心とした実地研修、初期研修と実地研修の振り返り学習を中心とした修了研修で構成するものとする。

①　初期研修（３日間程度とする）

ユニットリーダー研修で指導するために必要な知識・スキルを修得する。

・　ユニットリーダー研修の講師の位置づけと今後の役割
・　ユニットケアで押さえるべき生活環境のポイント
・　ユニットケアの最新動向
・　ユニットリーダー研修の講義・演習の進め方　等

②　実地研修（ユニットリーダー研修の講義・演習（２日間程度）に２回参加する）

経験のある他の講師とともに、実際にコーディネーターとしてユニットリーダー研修における指導、課題の整理等を学習する。

③　修了研修（１日間程度とする）

今後のユニットリーダー研修の進め方を修得する。

・　ユニットリーダー研修における課題の整理　等

別 紙 2

ユニットケアリーダー研修カリキュラム

テーマ		時間	形式	内容	指導者
オリエンテーション		15分	講義	ユニットリーダー研修の目的、ユニットリーダーとして習得すべき知識及び技能研修の概要を説明し、以降の研修受講に向けた心構えをつくる。	研修主催者等
ユニットケアを取り巻く社会的背景と展望		45分	講義	ユニットケアを取り巻く社会的背景について確認し、これからの高齢者介護施設や介護人材に求められる役割について理解する。	左記内容の有識者（行政担当者等）
ユニットリーダーの役割		90分	講義 演習	ユニットリーダーに求められる役割と知識・技能について理解する。 ①組織のマネジメント ②ユニットリーダーの役割 ③リーダーシップの基礎とリーダーの機能 ④キャリアとキャリア形成	別紙1に定めるユニットリーダー研修の講師の要件を満たす者
ユニットケアの理念と特徴	高齢者とその生活の理解	60分	講義 演習	①高齢者に対する全人的理解 ②入居者を取り巻く環境のとらえ方 ③高齢期の理解	
	ユニットケアの理念と特徴	90分	講義 演習	①ユニットケアの理念 ②ユニットケアの仕組み ③ケアの空間と融合 ④安心快適な環境づくり	
	ユニットケアにおける個別ケアと自立支援	90分	講義 演習	①ユニットケアにおける自律した日常生活の支援 ②自立支援と社会的関係の構築 ③権利擁護	
ケアのマネジメント		210分	講義 演習	介護専門職として必要なユニットケアの質管理（ケアのマネジメント）に関する知識及び技能を習得する。	
ユニットのマネジメント		210分	講義 演習	チームリーダーとして必要なユニット運営（ユニットのマネジメント）に関する知識及び技能を習得する。	
統合と実践		60分	講義 演習	実践において、学習した知識及び技能を統合させ、ユニットリーダーとしてユニットケアを展開し、ユニットを運営することを学習する。 ・実践課題の設定 ・施設における実践課題の実施計画作成	
		2～4週	実務	自施設における実践課題の実施	－
		3日間以上	実地研修	①ケアのマネジメントとユニットのマネジメントの考え方と実践方法の理解 ②これまでのケアのマネジメント・ユニットのマネジメントの振り返りと今後の取組の方針	実地研修施設の職員（ユニットリーダー経験者及び施設管理者）
		1日間	プレゼンテーション	実践課題での取り組みについてプレゼンテーションを行う。	別紙1に定めるユニットリーダー研修の講師の要件を満たす者

※ 上記の日数・時間以上の研修を実施すること

別　紙　3

ユニットリーダー研修実地研修施設の選定

(ア) 実地研修施設選定委員会の設置

委員会はユニットケアに高い知識と経験を有する学識者、実務者（別紙１に定めるユニットリーダー研修の講師の要件を満たす者を含む。）及び行政関係者等で構成するものとする。

また、必要に応じて委員会は現地調査に先立ち、統一した調査が実施されるようユニットリーダー研修実地研修施設調査員研修会を開催するものとする。

(イ) 現地調査

別表の調査票により、複数の調査員により現地調査を行う。調査員は、施設整備担当者及び施設指導監督担当者を対象としたユニットケアに関する研修会を受講した者又はユニットリーダー研修実地研修施設調査員研修会を受講し、かつユニットケア導入後３年以上経過した施設の施設長とする。

(ウ) 実地研修施設の選定

ユニットリーダー研修実地研修施設の選定に当たっては、ユニットケア導入後３年以上経過した施設であり、かつユニットケア施設管理者研修修了者及びユニットリーダー研修修了者が２名以上勤務している施設とする。

さらにユニットリーダー研修実地研修施設の候補施設の自己評価及びすべての調査員の調査結果が総点の７割以上の施設であり、実地研修施設として適切であると実地研修施設選定委員会が認めた施設を選定する。選定結果は施設に通知する。

(エ) 実地研修施設の通知

国は、各都道府県等及び研修受託団体が指定した実地研修施設名を毎年６月末にとりまとめ、都道府県等に通知する。

規制改革実施計画（平成２９年６月９日閣議決定）（抜粋）

４．医療・介護・保育分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

国民が必要とする医療・介護サービスを最大限、効果的・効率的に提供し、また、「新・三本の矢」の「夢をつなぐ子育て支援」（待機児童解消など）・「安心につながる社会保障」（介護離職ゼロなど）の実現に資する観点から、①介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善、②介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現、③介護サービス供給の在り方の見直し、④介護事業の展開促進・業務効率化の促進、⑤社会保険診療報酬支払基金に関する見直し、⑥新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し、⑦機能性表示食品制度の改善、⑧保育所等の利用に要する就労証明書の見直し、⑨金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知について、重点的に取り組む。

(2) 個別実施事項

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し	介護サービス情報公表システムにおける情報項目について、介護事業者を選択する基準となる情報を調査・研究した上で、その結果を踏まえ、利用者・家族向け情報と専門職（ケアマネジャー等）向け情報に再編することの適否などを検討し、介護事業者選択に資する情報を分かりやすく表示する。	平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度措置	厚生労働省
2	情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加	利用者の主体的なサービス選択に資するよう、介護サービス情報公表システムに、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算の機能を追加することなどを検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度上期措置	厚生労働省
3	情報公表システムの周知	介護サービス情報公表システムが、介護が必要になった場合に適切なタイミングで認知されるよう、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に当該システムのＵＲＬを記載するよう地方自治体に促すなど、周知方法を検討し、地方自治体の協力を得ながら周知する。	平成 29 年度上期措置	厚生労働省
4	第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施	a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。	a：平成 29 年度検討・結論 b：平成 29 年度措置	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。 b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。 c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。	a, b:平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度措置 c:平成 30 年度措置	厚生労働省
6	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。 b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。(再掲)	a:平成 29 年度措置、義務化は平成 30 年度から実施 b:平成 30 年度措置	厚生労働省
7	第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関(評価調査者)の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・結論	厚生労働省
8	高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する。	措置済み	厚生労働省
9	介護事業者向けの手引書等の作成	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活(い)かし方等についてまとめた手引書(書籍)やパンフレットを作成する。	平成 29 年度措置	厚生労働省

② 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知	介護保険サービスと保険外サービス(以下「両サービス」という。)の柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記 a～c についての検討の結論を踏まえ、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確性を持たせた通知(技術的助言)を発出し、周知を図る。 a 訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの整理(両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。No. 11 の a 参照) b 通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルールの整備(No. 12 参照) c 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化(No. 14 参照)	平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度上期中に速やかに措置	厚生労働省

平成２９年介護保険制度の改正等に関するＦＡＱ
（老健局高齢者支援課分）

No.	質　問	回　答	担当課
支1	【指定介護老人福祉施設の入所に関する指針関係】 「「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について」（平成２９年３月２９日付厚生労働省高齢者支援課長通知）別紙「指針の作成・公表に関する留意事項」（以下「別紙」という。）の２（２）③イについて、「当該入所申込者が特例入所対象者に該当するかどうか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること」とあるが、（２）①及び②の手続きにおいて、申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがあった場合、当該申立てをもって特例入所の対象者として扱われることになるのか。	申込者側から特例入所要件に該当している旨の申立てがあった場合、入所申込みを受け付けなければならないとしたのが（２）①及び②の趣旨であり、当該申立てのみをもって特例入所の対象者として扱われるわけではなく、要件に該当するか等について判断される必要があります。	老健局高齢者支援課
支2	【指定介護老人福祉施設の入所に関する指針関係】 別紙２（２）③ハの注で示されている「この手続き」というのは、どの範囲を指すのか。「入所に関する検討のための委員会」の設置そのも	そもそも、被虐待高齢者等の保護は、老人福祉法に基づき市町村による職権でなされる措置であり、介護保険法上の介護老人福祉施設サービスにおける入所手続きを採る必要はなく、入所に関する検討のための委員会の設置そのものが不要です。なお、被虐待高齢者等の緊急的かつ一時的な保護の場合については、入所措置の判定の際の入所判定委員会の開催も待つことなく行うことができるとされています。	老健局高齢者支援課

	のが不要な趣旨か、あるいは委員会の設置は必要だが保険者市町村への意見を求めることが不要な趣旨か。		
支3	【指定介護老人福祉施設の入所に関する指針関係】 別紙２（２）③ハの注を新規に規定した趣旨は何か。虐待等に関するこれまでの取扱いを変更する趣旨か。	被虐待高齢者等の保護に関するこれまでの取扱いを変更する趣旨ではない。虐待等に係る緊急的な保護の取扱いについては、従来の手続きと変わらないことを明示する趣旨で記載したものです。	老健局高齢者支援課
支4	【福祉用具関係】 福祉用具専門相談員においては、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することが義務化されるが、これらの見直しに伴い、新たに福祉用具貸与計画書のひな形を示す予定はあるのか。	今回の見直し内容を踏まえた福祉用具貸与計画書のひな形については、今年度の老人保健健康増進等事業を活用し、平成30年４月の施行までにお示しする予定です。	老健局高齢者支援課
支5	【福祉用具関係】 貸与事業者は、設定される貸与価格の上限を超えて貸与し、利用者から差額分を徴収することは認められるのか。	今回の制度見直しに当たっては、貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格で貸与する観点から、貸与価格自体に上限を設けることとしており、商品ごとに設定された上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱いとなります。	老健局高齢者支援課
支6	【福祉用具関係】 制度施行後、新たに保険給付の対	新たに保険給付の対象となった商品についても、貸与実績を踏まえ、貸与価格の上限設定等を行うこととしています。	老健局高齢者

	象となった商品について、全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定はどのように取り扱うのか。		支援課
支7	【住宅改修関係】 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明するといった取組を進めるとのことだが、これは一律義務化されるのか。	可能な限り、複数の事業者から見積りを取るよう、説明いただきたい。なお、一律に義務を課すことは事務負担が過大であるとの意見（介護保険制度の見直しに関する意見）を踏まえたものです。	老健局 高齢者 支援課
支8	【住宅改修関係】 保険者の取組の好事例を国が広く紹介していくということだが、具体的にどのように取り組んでいくのか。	住宅改修に関し、建築や福祉の専門職が適切に関与しているなど、保険者の取組の好事例については、今年度の老人保健健康増進等事業において実際の取組状況を調査し、その把握・整理等を行う予定です。	老健局 高齢者 支援課
支9	【住宅改修関係】 「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められます。	老健局 高齢者 支援課